平成２６年（フ）第６９２号
福岡県糸島市荻浦624番地３、住民票上の住所福岡県糸島市荻浦624番地１
債務者　王野美智子
１　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北古賀康博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３６号
福岡市城南区茶山６丁目17番25号
債務者　中村　和枝
１　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浜田　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６４号
福岡市博多区吉塚６丁目４番10号
債務者　佐藤恵美子
１　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浜田　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０９号
福岡市南区大橋３丁目15番43―507号
債務者　青柳　晴美
１　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大町　佳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４９号
福岡県糸島市二丈深江1036番地９
債務者　葉室　直亮
１　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９８号
福岡市城南区友泉亭４番18号
債務者　小西　信幸
１　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　愛甲　栄治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１１８号
広島市安佐南区古市４丁目４番17―203号
債務者　原　　一男
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２６号
広島県東広島市西条町寺家2540番地３
債務者　中合　輝明
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　京子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２６号
広島市安佐北区あさひが丘２丁目２番27号
債務者　吉田富美子
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森山　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５４６号
仙台市太白区東中田３丁目10番23号　メゾンハッピネスⅡ―202
債務者　高橋　純子
１　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５４８号
仙台市宮城野区清水沼２丁目３番20号　五十嵐荘102
債務者　佐藤　弘行
１　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７９号
仙台市宮城野区五輪２丁目６番16号、従前の住所仙台市宮城野区五輪２丁目９番14―209号
債務者　坂本　幸宏
１　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８０号
仙台市宮城野区五輪２丁目６番16号、従前の住所仙台市宮城野区五輪２丁目９番14―209号
債務者　坂本ゆきえ
１　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
千葉県茂原市東郷917番地12
債務者　村川　　將
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
千葉県茂原市木崎230番地１
債務者　井上　　崇
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
千葉県いすみ市大原3982番地１
債務者　永野千恵子
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
千葉県茂原市小林2506番地42
債務者　山中幹喜男
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係